

国策としてのESCOの成功と失敗

(Pay from Savings から Performance Guarantee へ)



一般社団法人

ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会

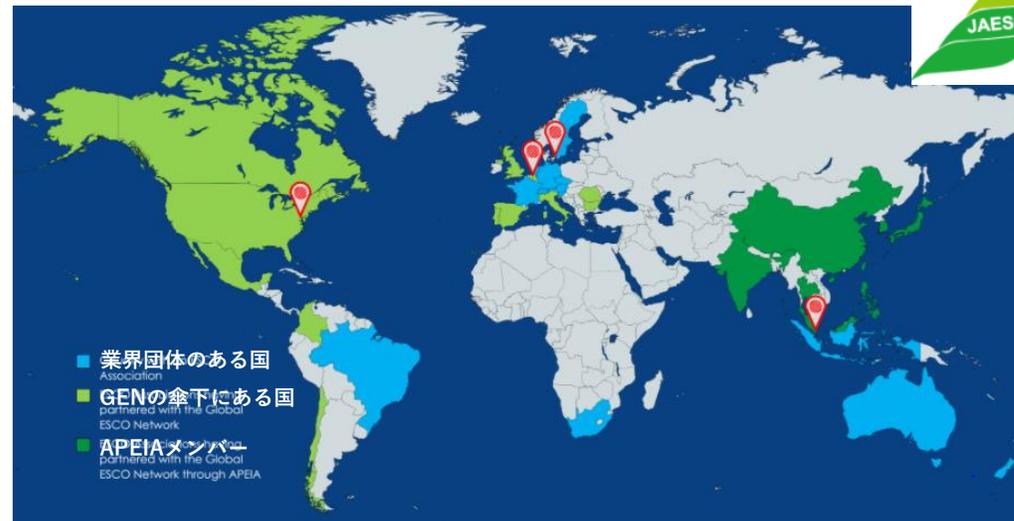
Japan Association of Energy Service Companies : JAESCO

国策としてのESCOの経緯等

時期	主体	内容
1996	通産省(当時)	ESCO検討委員会(委員長:中上英俊JAESCO代表理事)を設置して日本における導入可能性を議論
1998	ファーストエスコ	日本で最初のESCO会社として筒見社長が創業
1999	JAESCO	民間団体(ESCO推進協議会・茅陽一会長)として発足。
この頃	経済産業省	ESCOに特化した補助金(但し、中小企業向け) ⇒ 2年程度で消滅
	JAESCO	3回のアジアESCO国際会議を主催(2005、2007、2010)
2007	環境省	環境配慮契約法 ⇒ 13年間の実績ゼロ。ESCOの法的定義にも課題あり。
2010	JAESCO	一般社団法人化。
2014	経済産業省	大規模施設におけるESCO採用検討努力義務を省エネ法の施行規則に規定。
2014	国土交通省	公共建築へのESCO導入マニュアル作成 ⇒ 適否の判断は役所の役割
2016	JAESCO	名称変更(ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会)
2018	APEIA	アジア10か国のESCO団体が共同して設立。法人化準備中。 (Asia Pacific ESCO Industry Alliance)
2019	JAESCO	20周年イベントを開催

(1) 地域団体

世界	Global ESCO NTWK	コペンハーゲン
アメリカ	Efficiency Evaluation Organization (EVO)	ワシントン
アジア	APEIA (*1)	マニラ
ヨーロッパ	eu.ESCO	ブリュッセル



(2) 業界団体のある国 (34か国・37団体)

アフリカ	1	南アフリカ	
アメリカ	6	アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、コロンビア	
アジア太平洋	12	APEIA (*1)	中国、インド、インドネシア、 日本 、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ
		Non-APEIA	オーストラリア、ニュージーランド
ヨーロッパ	15	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、仏、独、伊(3)、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン(2)、スウェーデン、スイス、英	

*1: Asia Pacific ESCO Industry Alliance

(3) 位置づけ

- ・パリ協定NDCに記載：パレスチナ、アラブ首長国連邦
- ・法律に記載：日本、アンドラ、ブルガリア、イタリア、北マケドニア、バングラデシュ

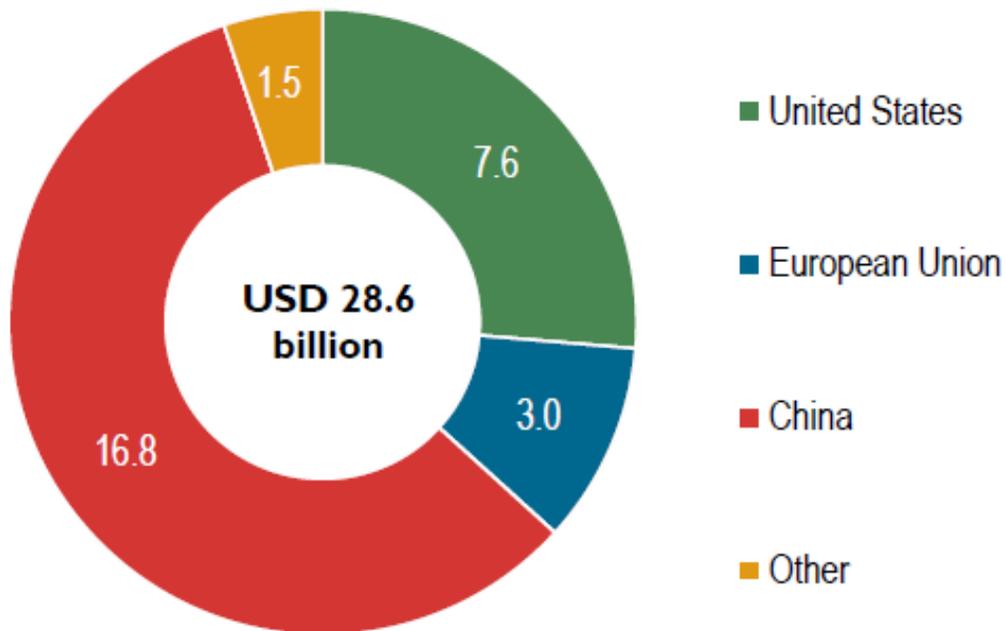


ESCOは国際的に広く認知されたビジネスモデルである。

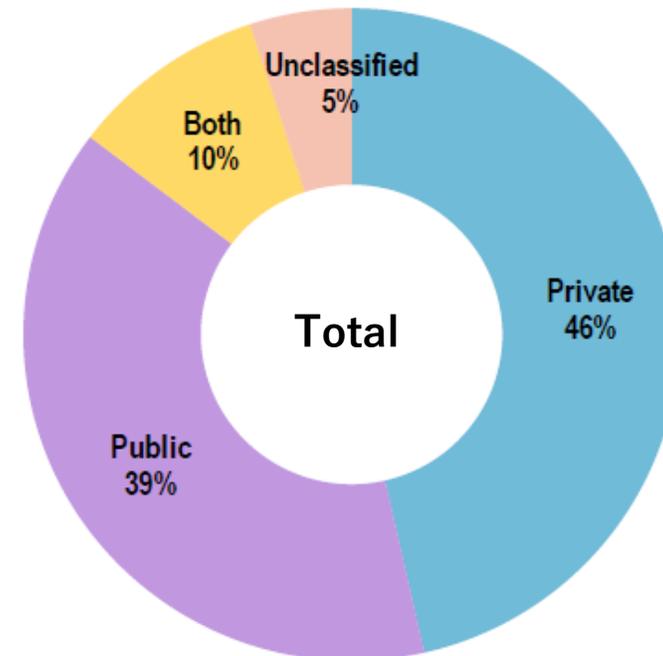
- ・ 世界のESCO市場は約3兆円。
(1位は中国、2位はアメリカ)
(日本は全体の2%程度)

- ・ 世界市場全体の39%は官公需。

ESCO revenue by region, 2017

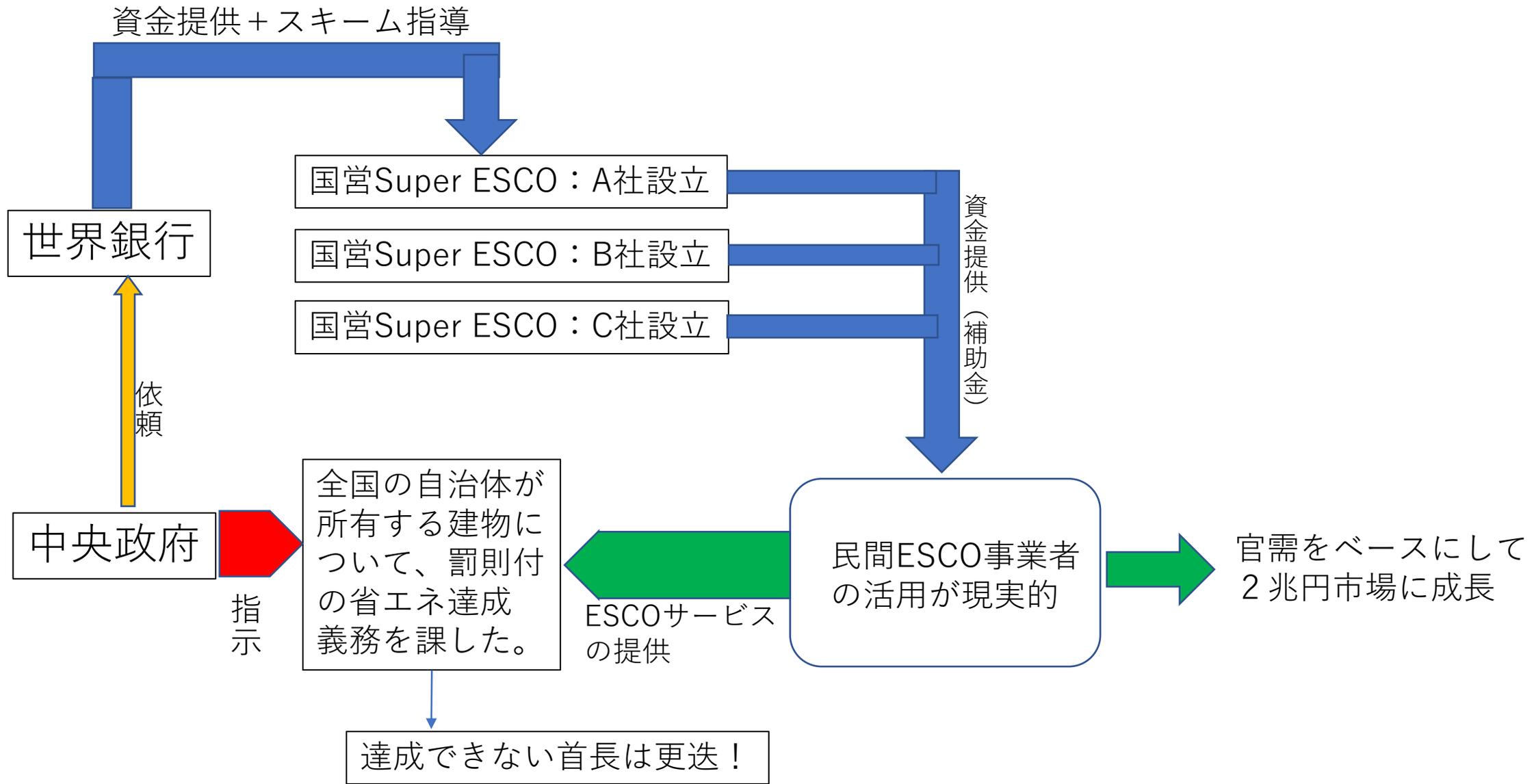


Global ESCO activity in the public and private sectors



出典：国際エネルギー機関 (IEA)

中国が成功した理由！



アメリカのESCO事情

1970年代後半のアメリカ

電力会社が需要家の負荷に働きかける活動が活発化。
(ブラインド・高効率冷蔵庫等の各戸配布等)



1980年代後半のアメリカ

サッチャリズムの影響を受け、電気事業に競争導入。すると、コストダウンのために、電力会社が需要家の負荷に働きかける活動を中止し、担当者を解雇。



1990年代前半のアメリカ

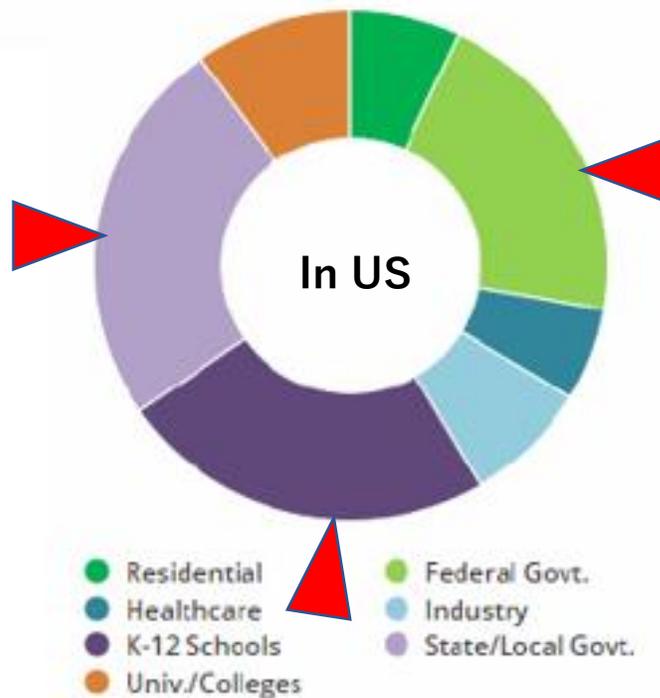
解雇された担当者が省エネ推進活動で自立。

ESCOの誕生



1990年代後半に国外に流布
(日本には1996年)

Energy Service Companies Activity by Sector In US 2017



アメリカのESCOを支えているのは官公需。左図で；
Federal Gov't (20%)
State/Local Gov't (25%)
K-12 Schools (20%)

主な要因は官庁営繕業務の民間へのアウトソースが進んでいるためと言われている。

欧州のESCO事情

各国事情のサラダボール

(1) 日本のESCOを絶滅させてはいけない。

- ・ そのためには官公需を開放すべきではないか（米中の経験を参考に）。
- ・ 地球温暖化対策政府実行計画にESCOを位置づけて頂きたい（既に2か国が実施済み）。

(2) これまでのESCO支援政策は実質的に効果なし。

所管	項目	実情
経産省	省エネ法施行規則	多消費事業所におけるESCO検討努力義務は無視されがち。
国交省	公共建築へのESCO導入マニュアル	ESCO成立可否を役所が判断することになっている。
環境省	環境配慮契約法	現行法の定義ではESCOは成長できない。

(3) 一方で、ESCO業界としても心機一転すべき。

- ・ 経済的メリット（Pay from Saving）を言い過ぎた。
⇒これが環境配慮契約法におけるESCOの定義にもなっている。
- ・ もうひとつの特長である**削減効果保証（Performance Guarantee）**を改めて訴求すべき。
 - ・ CO2削減保証という仕組みはカーボンニュートラル時代に相応しい特長である。
 - ・ 昨年顕在化した補助金返還という不祥事対策にもなる。



・ 確実に省エネ・脱炭素を実現するビジネスモデルである「**削減効果保証契約**」へのご支援をお願いしたい。

ESCOの特長と定義



ESCOサービスの特長

1	削減効果保証 (Performance Guarantee) (ペナルティとボーナス)
2	支払いの平滑化 (初期投資なし)
3	ESCOによる資産所有 (サードパーティファイナンス・TPF) (オフバランス)
4	削減コストの範囲で支払い (Pay from the Savings)



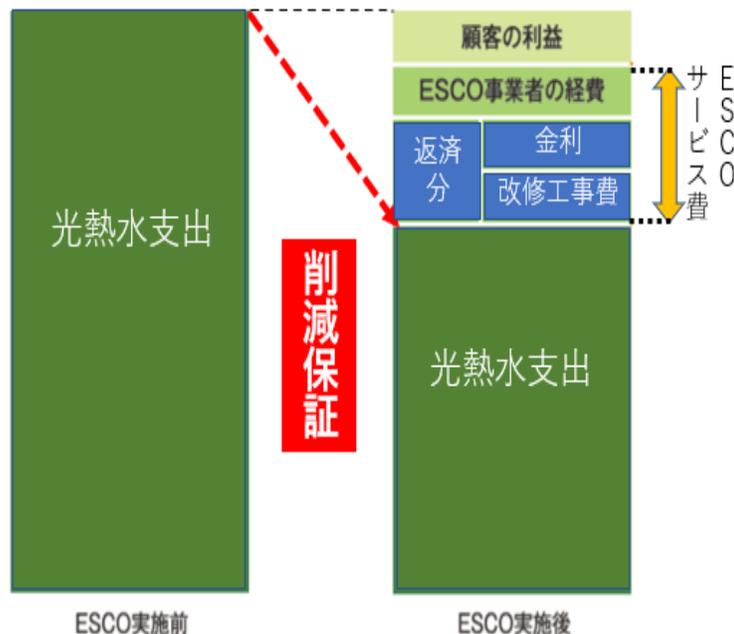
現行の環境配慮契約法では「4」がESCOの定義



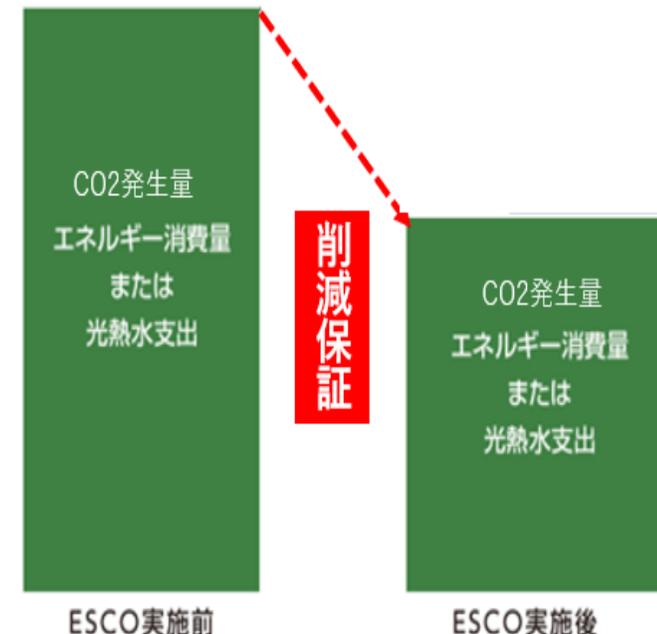
カーボンニュートラル時代に貢献するESCOの定義は「1」
<削減保証すべき対象はCO2発生量！>



現行法による定義 (環境配慮契約法)



JAESCOが希望する定義



現行

平成十九年法律第五十六号

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮調達法)

第五条 2三 (基本方針)

第五条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 <略>
- 二 <略>

三 省エネルギー改修事業（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。第七条において同じ。）に係る契約に関する基本的事項

- 四 <略>

改正希望案

三 省エネルギー改修事業（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用や温室効果ガス等の排出の削減量を保証して、当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）を包括的に行う事業をいう。第七条において同じ。）に係る契約に関する基本的事項

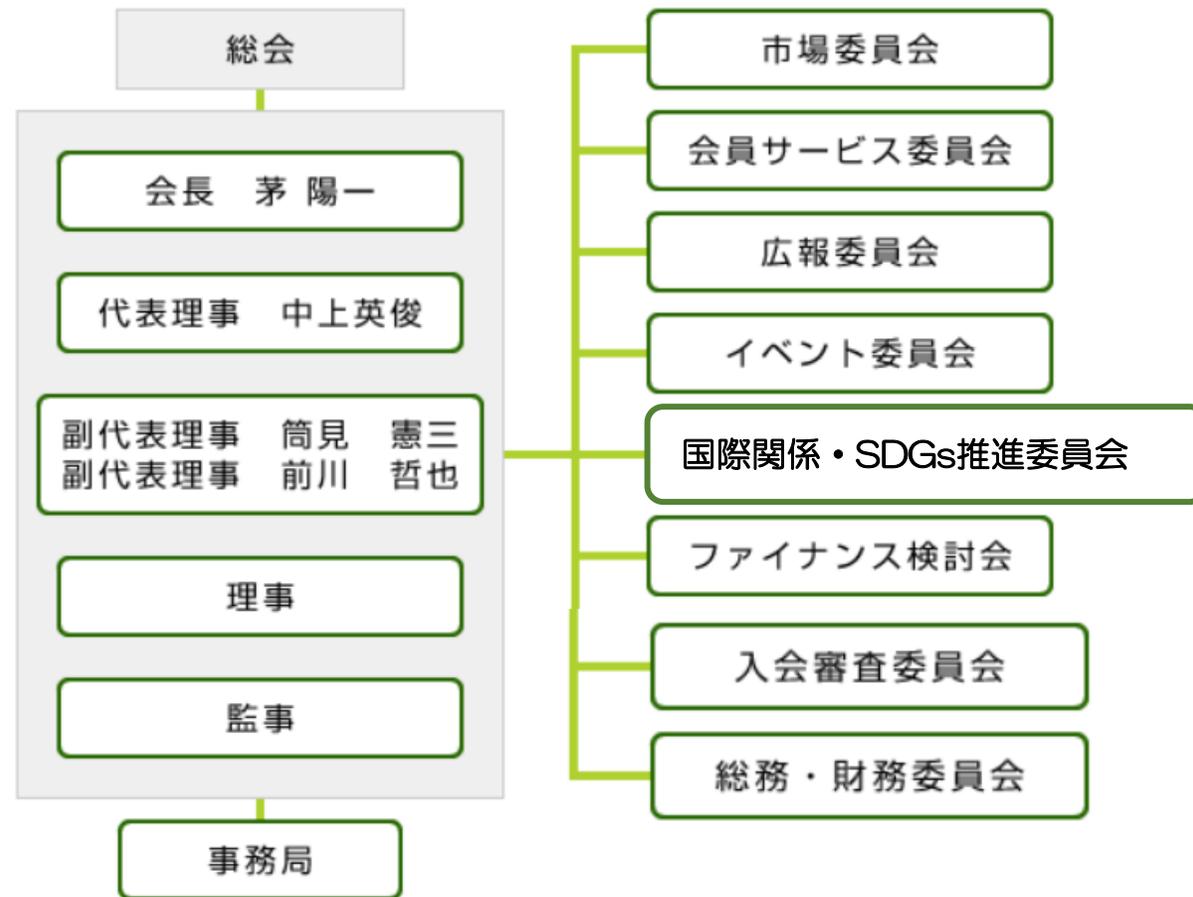
◆設立 1999年10月

◆会員数 75社

◆主な事業

- ESCO・エネルギー・マネジメント事業に係る広報
- セミナー・コンファレンスの開催
- 各種展示会へのブース出展
- 地方公共団体や諸団体機関への講師派遣
- 出版物・パンフレットの刊行
- ニュースレターの発行
- 国や地方公共団体、諸団体機関との関係強化
- 市場調査の実施を柱とするデータ整備
- 海外ESCOとの協力等
- Webサイトの活用
- メールによる情報発信

◆組織



ご清聴ありがとうございました

一般社団法人 ESCO・エネルギー管理推進協議会
副代表理事

前川 哲也
maekawa@jaesco.or.jp